

令和6年4月1日
宍粟市健康福祉部長決裁
(令和6年9月1日改定)

宍粟市訪問看護ステーション運営規程

(目的)

第1条 宍粟市が開設する宍粟市訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービス（以下「訪問看護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 訪問看護サービスの提供に当たって、ステーションの看護職員、理学療法士（以下「看護職員等」という。）等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 3 介護予防訪問看護サービスの提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 訪問看護サービス等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前各項のほか、「宍粟市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年宍粟市規則第14号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の実施に当たっては、ステーションの看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 宋栗市訪問看護ステーション

所在地 宋栗市山崎町鹿沢115番地13

2 ステーションの運営に際して、事業の充実と効率化を図るため、出張所を次のとおり置く。

(1) 名 称 宋栗市訪問看護ステーション いちのみや事業所

所在地 宋栗市一宮町安積1347番地3

(2) 名 称 宋栗市訪問看護ステーション いちきた事業所

所在地 宋栗市一宮町福野135番地1

(3) 名 称 宋栗市訪問看護ステーション はが事業所

所在地 宋栗市波賀町安賀541番地1

(4) 名 称 宋栗市訪問看護ステーション ちくさ事業所

所在地 宋栗市千種町西山88番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び職員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、ステーションの職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員(看護師又は准看護師) ステーションの実情に応じた必要員数(常勤換算2.5人以上のうち1名は常勤職員)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき事業にあたる。

(3) 理学療法士 ステーションの実情に応じた必要員数

理学療法士は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する。

(4) 事務職員 ステーションの実情に応じた必要員数

事務職員は、事業の実施にあたって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、営業日及び営業時間外においても事業を行うことができるものとする。

(サービスの実施方法)

第7条 訪問看護サービス等の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の主治医が交付した訪問指示書により、訪問計画書を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護サービス等を実施するものとする。
- (2) 訪問報告書を作成し、主治医に提出するとともに、適時、訪問指示書の交付を受けるものとする。

(サービスの内容)

第8条 訪問看護サービス等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第9条 訪問看護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 交通費については、次条に定める通常の事業の実施区域内である場合は徴収しないものとする。
- 3 通常の事業の実施区域を越えて行う訪問看護サービス等に要する交通費は、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 実施区域境界から片道5キロメートル未満 200円
 - (2) 実施区域境界から片道5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
 - (3) 実施区域境界から片道10キロメートル以上500円
- 4 訪問看護サービス等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該事業の内容及び利用料並びにその他の利用料（以下「利用料等」という。）に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料等（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料等の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容及び利用料その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、宍粟市内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、区域を越えて事業を提供できるものとする。

(衛生管理等)

第11条 ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及び、まん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、訪問看護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて、臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求め、必要な措置を講じたうえで、管理者に報告する。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、主治医、当該利用者の家族、市町村の事業担当窓口、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告するものとする。

3 職員は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 第2項において、ステーションの責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産、名誉等に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害が、ステーションの故意、過失により生じたものでない場合は、この限りでない。

(苦情処理)

第13条 ステーションは、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 ステーションは、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションの職員が知り得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションによる介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 ステーションは、訪問看護サービス等の提供中に、当該ステーション職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第16条 ステーションは、適切な訪問看護サービス等の提供を確保する観点から、職場及び介護現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個別計画の提出)

第18条 ステーションは、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者から訪問計画書の提供の求めがあった際には、当該計画書を提出するように努めるものとする。

(身体拘束)

第19条 ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。ただし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第20条 ステーションは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第21条 ステーションは、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 ステーションは、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第22条 ステーションは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 ステーションは、訪問看護サービス等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 ステーションは、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 ステーションは、職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じなければならない。

4 ステーションは、職員に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

[改定年月日]

(令和6年9月1日改定)

1 第21条を第23条とし、第20条を第22条とする。

2 第20条及び第21条を追加する。